

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○ 東京都計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…(都市整備局市街地整備部管理課)…一

告示

- 建築基準法による道路の指定…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定…(同)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(同)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(同)…四
- 保安林の指定施業要件の変更予定…(産業労働局農林水産部森林課)…五
- 都道の区域変更…(建設局道路管理部路政課)…八
- 都道の供用開始…(同)…〇
- 港湾施設の変更…(港湾局港湾経営部経営課)…〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…

規則

- 特定非営利活動法人の認定…(同)…〇
 - 特定非営利活動法人の仮認定…(同)…二
 - 都市計画事業の施行…(建設局道路建設部管理課)…二
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…〇
- 東京都計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。
- 平成二十七年九月十七日
- 東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十二号

東京都計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第一号)の施行期日は、平成二十七年九月二十四日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第四百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年八月二十五日	西東京市向台町六丁目千七百六番七、同番八、同番二十及び同番二十二の各一部	延長 一〇七・八一 幅員 五・〇〇
----------------------	--------------	--------------------------------------	-------------------

●東京都告示第四百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年八月二十日	小金井市前原町三丁目千六百五番九の一	延長 一〇・八四 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	--------------------	------------------

●東京都告示第千四百七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

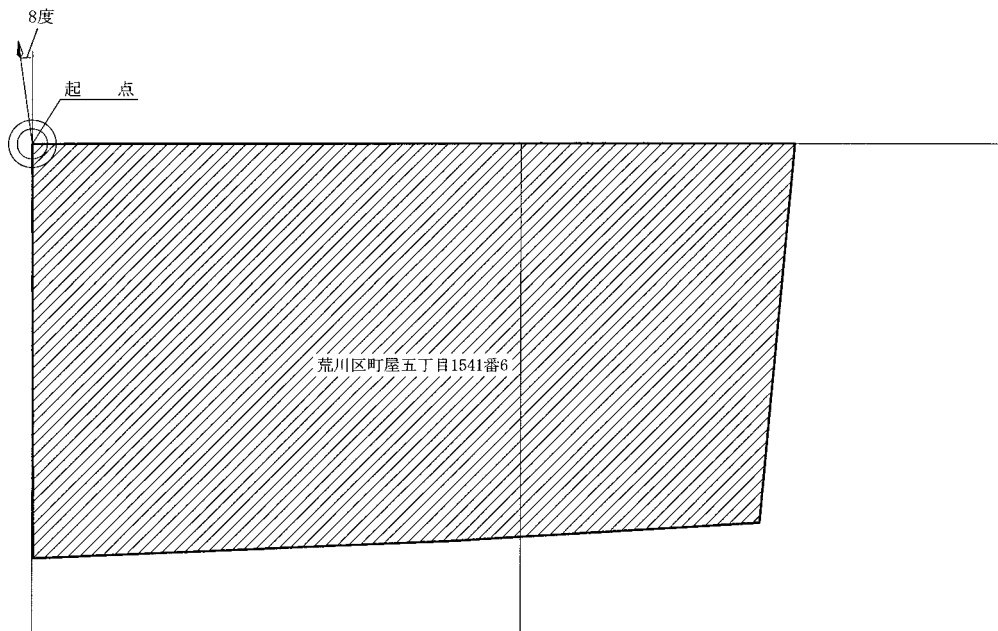
平成二十七年九月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区町屋五
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに
ふっ素及びその化合物

別 図



【起 点】
起点は、荒川区町屋五丁目1541番6の最北端とする。

【格子の回転角度】 8度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
—— 調査対象地・筆境界
—— 単位区画
▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百八号

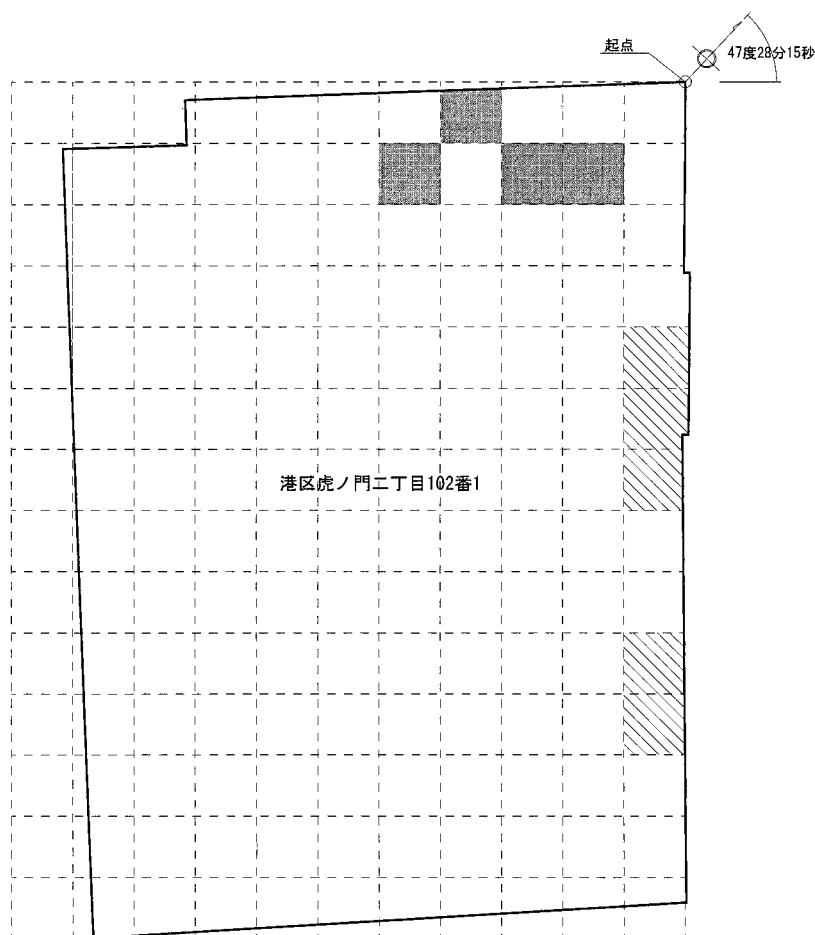
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門二丁目（目地内））
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、港区虎ノ門二丁目102番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度28分15秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ■ 指定を解除する区域
 ▨ 形質変更時要届出区域
 - - - 単地区画境界線
 ——— 敷地境界線

●東京都告示第千四百九号

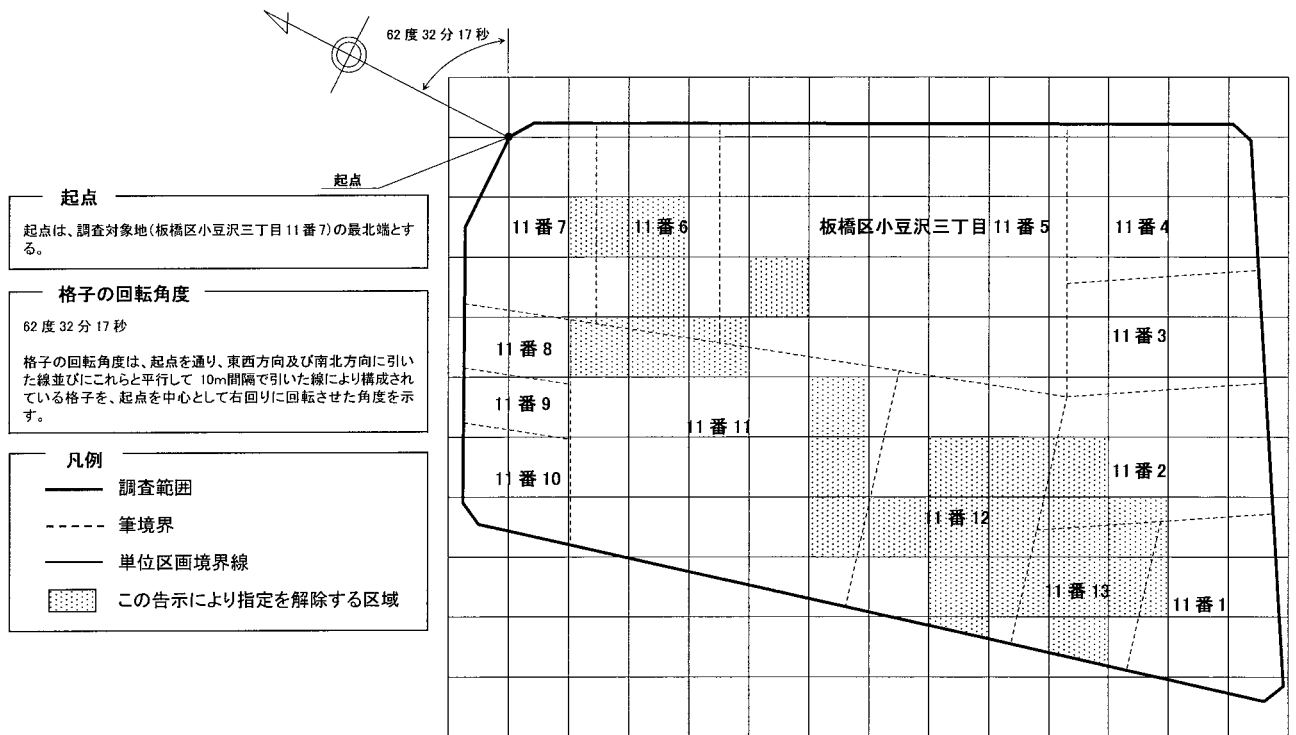
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第六百九十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区小豆沢三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市戸倉字坂沢西ノ谷戸二三六四番、二三六六番一、二三六七番から二三七〇番まで、日の出町大字大久野字三ツ沢四六七八番一（次の図に示す部分に限る。）、同番二、四六八一番、四六八三番、四六八四番、四六八六番イ、四六八七番イ、四六九八番三、字三ツ沢滝本四七九四番、四七九五番、字三ツ沢胡桃指四八二四番、四八二五番（次の図に示す部分に限る。）、四八二六番、四八三三番、字三ツ沢滝ノ入四八三九番ト、字三ツ沢塔ノ入四八六一番四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市役所及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市乙津字北ヶ谷二〇七四番、二〇七五番一、

同番二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

水源のかん養
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市戸倉字星竹足瀬一二三三番、字盆堀日向清水一九九五番ハ、一九九六番、二〇〇五番一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奥多摩町境字さかい三〇八番イ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市養沢字養沢二一九番口、同番三、同番五、

八王子市上恩方町七〇四番二、七〇五番一、同番四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

あきる野市養沢字養沢二一九番五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、
定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部、あきる野市役所及び八王子市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奥多摩町河内字戸澤六一二番二、同番三、六一三番一、

六一五番イ、同番二、同番三、同番四、青梅市成木七丁

目一六〇三番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産
業労働局農林水産部、奥多摩町役場及び青梅市役所に備え
置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市高月町二三〇三番、二三一六番、二三一七番、

二三二五番イ、同番ロ、二三三五番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定め
ぬ。

八王子市高月町二三三五番(次の図に示す部分に
限る。)

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係
書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

<p>八王子市上恩方町四七三二番(次の図に示す部分に限る。)、四七五二番、四七五五番、四七五六番(次の図に示す部分に限る。)、四七六〇番、四七六二番(次の図に示す部分に限る。)、四七六三番イ、同番号、四七六四番、四七六五番イ(次の図に示す部分に限る。)、同番号、四七七二番</p> <p>二 保安林として指定された目的</p> <p>水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>青梅市成木七丁目五八六番イ、同番二、八四九番、一三五番一、同番二、一五〇〇番、一五〇一番、一五二〇番口、一五一一番口、一六〇九番、一六二四番、一六二七番口、一六七三番、一六九一番、八王子市上川町八〇番、八一番</p> <p>二 保安林として指定された目的</p>	<p>水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、青梅市役所及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>奥多摩町海澤字下野四五三番・青梅市梅郷一丁目一九三番・一九三八番・一九四一番・一九四二番イ・一九四三番から一九四五番まで・檜原村字数馬六九九二番・七〇四三番・七〇四五番イ(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 保安林として指定された目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、奥多摩町役場、青梅市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>檜原村字下元郷五三〇八番一、同番二、同番三、五三〇九番から五三一一番まで</p> <p>二 保安林として指定された目的</p> <p>水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>檜原村字上元郷五三八四番、五三八六番・五三八七番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字倉</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

掛九四〇四番イ、九四〇六番一、同番号、同番三、九四〇九番一（次の図に示す部分に限る。）、九四一〇番、九四一一番イ（次の図に示す部分に限る。）、九四一二番ハ、九四一三番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

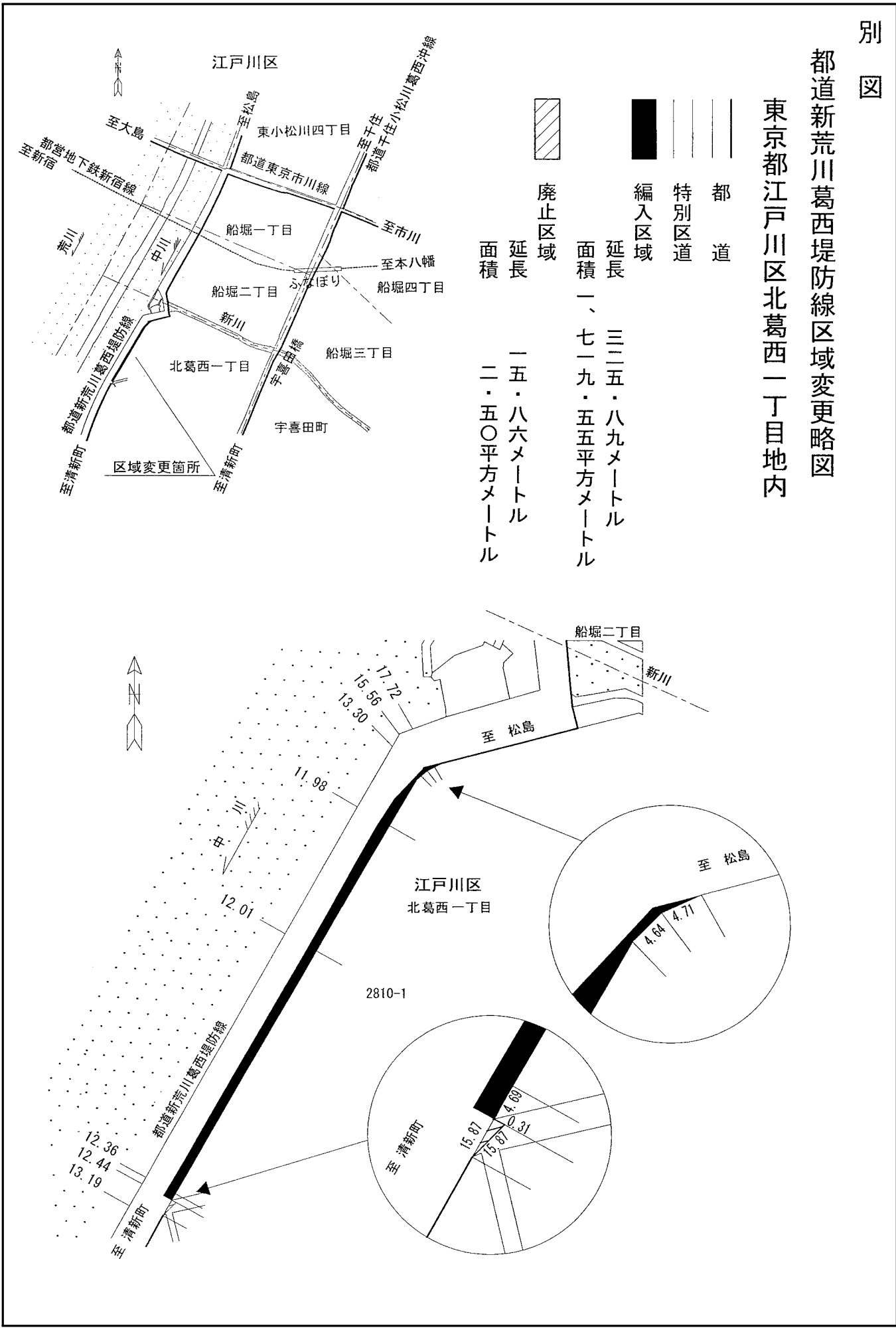
一 路線名 新荒川葛西堤防

二 変更の区間 江戸川区北葛西一丁目二千八百十番一地
先
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道新荒川葛西堤防線区域変更略図

東京都江戸川区北葛西一丁目地内



●東京都告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年九月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一路線名 新荒川葛西堤防

二 供用開始の区間 江戸川区北葛西二丁目二八〇番一 地先

三 供用開始の期日 平成二十七年九月十七日

●東京都告示第四百十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

種類 名称 規模 所在地 変更年月日

港湾施設用地	晴海ふ頭地区 九七四・ 一〇九、 一〇九、 五九七・ 四丁目及び 同区晴海五 丁目	一〇九、 一〇九、 五九七・ 四丁目及び 同区晴海五 丁目	中央区晴海 四丁目及び 同区晴海五 丁目	平成二 十七年 九月十 八日
--------	----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------------	-------------------------

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日 平成二十七年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マンション生活支援センター

三 代表者の氏名 稲葉 早苗

四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南一丁目五番六号 りそな九段ビル五階KSフロア

五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、マンションに関する知識の啓蒙・啓発と普及に關する事業等を行い、マンション問題の未然防止と緩やかなネットワークの構築を図り、良好な居住環境と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四

条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 特定非営利活動法人 Ashita

二 代表者の氏名 植田 雅子

三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南二丁目二十六番一七〇二号

四 認定の有効期間 平成二十七年八月二十五日から平成三十二年八月二十四日まで

一 名称 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク

二 代表者の氏名 小林 信秋

三 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷二丁目十五番四号 文京尚学ビル六階

四 認定の有効期間 平成二十七年八月二十七日から平成三十二年八月二十六日まで

六日まで

一 名称
 特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環
 運動推進・支援センター

二 代表者の氏名
 田中 美枝子

三 主たる事務所の所在地
 東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館
 六階六〇四・六〇五

四 認定の有効期間
 平成二十七年八月二十八日から平成三十二年八月二十
 七日まで

一 名称
 特定非営利活動法人日本アレルギー友の会

二 代表者の氏名
 堀内 繁

三 主たる事務所の所在地
 東京都江東区住吉二丁目六番五号

四 認定の有効期間
 平成二十七年九月四日から平成三十二年九月三日まで

特定非営利活動法人の仮認定について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八
 条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたの
 で、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二
 項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則
 (平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の
 規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十七日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 名称
 特定非営利活動法人日本医療開発機構

二 代表者の氏名
 北原 茂実

三 主たる事務所の所在地
 東京都八王子市大和田町一丁目七番二十三号

四 仮認定の有効期間
 平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日ま
 で

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。
 平成二十七年九月十七日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の
 種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の 種類及び名称	事業地の所在	事業認可 の告示	所管事 務所
立川都市計画道 路事業三・四・ 二十五号立川小 川橋線、小平都 市計画道路事業	立川市幸町四丁目、 若葉町三丁目及び 四丁目並びに小平 市中島町及び小川 町一丁目地内	平成二十 七年八月 六日関東 地方整備 局告示第	北多摩 北部建 設事務 所

三・四・二十四
 号小川橋青梅橋
 線及び小平都市
 計画道路事業三
 ・三・三号新五
 日市街道線

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。